



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

NTTドコモグループ 108億円の課税処分取消し！

～PHS回線利用権における少額減価償却資産の判断～

減価償却資産の取得価額が10万円未満であるか否かを巡っては、「通常1単位として取引されるその単位」を基準とします。防犯用ビデオカメラの少額資産該当性について、課税処分が取り消された判決（平16.2.4さいたま地裁、Z888-0931 確定）に続き、NTTドコモグループのPHS事業に係るエントランス回線の取得価額について争われた訴訟で、グループ9社合計、108億円という巨額の課税処分が取り消された東京地裁の判決は、商業新聞にも大きく報道され、広く関心を集めました。（平17.5.13東京地裁、一部取消し、Z888-0989）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

法人税基本通達7-1-11は、少額減価償却資産の判定単位について、工具、器具備品については、1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち、例えばまくら木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては、一の工事ごとに判断すると定めています。

PHS無線基地局とNTTの電話網とを相互に接続させるエントランス回線利用権を所有していたNTTパーソナル社から、PHS事業の全部を譲り受けたNTTドコモ社は、そのエントランス回線利用権の取得代金の全額を10万円未満の少額減価償却資産として処理し、平成11年3月期については確定申告を行い、平成12年3月期以降については、いったん課税庁の見解どおり確定申告を行った上、更正の請求を行ったところ、課税庁は、これは無形固定資産であって、少額減価償却資産には該当しないとして、更正処分、過少申告加算税賦課決定処分、更正をすべき理由がない旨の通知処分等を行いました。

2. 裁判所の判断

- (1) 電気通信事業におけるエントランス回線利用権は、NTTパーソナル社又は原告の事業活動において、一般的・客観的には、1回線で基地局とPHS接続装置との間の相互接続を行うという機能を発揮することができるものであるから、その取得価額は、NTTの場合も、また、これをまとめて譲り受けた原告の場合も、エントランス回線1回線の単価である72,800円であると認めるのが相当である。
- (2) 課税庁は、NTTパーソナル社がNTTに支払った設置負担金は、NTTのネットワークを利用することができるという接続協定上の地位を取得し、NTTのネットワークへの出入口となる相互接続点を設けるごとに工事費等の名目で72,800円をNTTに対し負担したものであって、接続協定上の地位の取得のための権利金的な性格を有するといふべきである旨主張するが、採用することができない。
- (3) 本件資産は、エントランス回線利用権153,178回線分であり、その取得価額は、個々の回線利用権の取得価額である72,800円であるといふべきであって、損金の額に算入することができる。
- (4) 少額減価償却資産に該当するか否かを判断するに当たっては、当該企業の事業活動において、一般的・客観的に、資産としての機能を発揮することができる単位を基準にその取得価額を判断すべきであって、業務の性質上基本的に重要であったり、事業の開始や拡張のために取得したものであったり、多数まとめて取得したものであるなどといったことは、取得価額を判断する上で考慮されるべき点ではないといふべきである。
- (5) 原告がエントランス回線利用権を追加取得するために支払った設置負担金は、法人税法施行令132条2号の資本的支出に該当するといふことはできず、エントランス回線利用権の取得価額に当たるといふべきである。
- (6) したがって、原告が取得した権利は、少額減価償却資産に該当し、一度に全額を損金算入することができる。
(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判90頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第144号(平成17年7月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタニビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628